

平成26年2月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年2月21日（金）

午後3時00分 開 会 午後4時28分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 議会棟2階 全員協議会室

3 出席委員

委員長	鈴木 猛 志
委 員	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
教育長	房 州 洋 一

4 出席職員

教育部長	嶋田 一男	教育総務課長	原 孝一
学校教育課長	永綱 英行	生涯学習課長	池谷 敦子
スポーツ振興課長	石橋多加士	学校教育課長補佐	宮崎 勇二
指導室長（兼小児言語指導センター所長）	島田 巧	生涯学習課長補佐	篠塚 信次
市民センター所長	越川 俊博	公正図書館長	保立 京子
青少年文化会館長	高森 良文	体育館長	飯笹 博充
銚子高等学校事務長	大塚 明	教育総務課指導主事	平山 公治
教育総務課指導主事	本田 拓二	学校給食センター主査	石井 忠雄

5 議題等

議案第6号 平成25年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について
議案第7号 銚子市立高等学校設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第8号 銚子市社会教育委員の設置に関する条例制定について
議案第9号 平成26年度銚子市学校教育指導の指針について
議案第10号 銚子市教育委員会委員の辞職の許否を求めることについて

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまから、平成26年2月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

はじめに、前回会議録の承認についてお諮りいたします。

1月22日に開催いたしました平成26年1月教育委員会定例会の会議録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めますので、当該会議録について承認いたします。

【委員長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をしていただきます。では、教育長からお願いします。

【教育長】

現在、ソチで冬季オリンピックが華やかに行われております。一方、日本に目を向ければ、記録的な大雪ということでかなりの被害が出ております。未だに孤立している地域もあるということです。大学入試や高校入試にもある程度は影響したのではないかと思います。この時期、例年脅威であるのが、インフルエンザの流行です。ただ、現在銚子市内のインフルエンザによる学級閉鎖は小学校2校3クラスのみです。それも今日までで、新たに発生しなければ来週は無いということになります。これまで、インフルエンザによる学級閉鎖は1月28日から始まりました。例年よりかなり遅かったようです。これまでに学級閉鎖になったのは延べ数で、中学校は1校1クラス、小学校は8校42クラス、幼稚園で1園1クラスでございます。大きな流行でなく、下火になってきたと感じています。

前回の教育委員会定例会から今日までのこの1ヵ月、教育委員の皆様に参加していただいた行事としては、1月22日の体育協会の新年集会、1月29日の千葉県教育委員会連絡協議会の教育委員研修会、2月1日の第49回市民マラソン大会、鈴木委員長には2月18日に千葉県教育委員会連絡協議会の表彰者選考会に参加していただきました。この会議の座長に鈴木委員長がなっておられます。千葉県教育委員会連絡協議会の表彰というのは、東総地区の教職員の表彰でございます。銚子・旭・匝瑳の教員の表彰ということで、3月6日に表彰式があるということです。今後、教育委員の皆様には、小・中学校、そして市立銚子高校の卒業式の参加をお願いいたします。

それでは、今日の報告ですけれども、マスコミを賑わせている銚子の財政ですが、間もなく次年度の予算を審議する議会が始まります。一般会計は242億2,900万円という規模だそうです。平成25年度の当初予算は骨格予算ということでしたので、予算編成の比較は出来ないのですけれども、一般会計における教育費の割合は、平成25年度は11.8%でしたけれども、次年度予算は17.0%であるということです。机上に配付している資料の中に、「平成26年度予算額の内示について」というものがございますので、この資料を基に担当から報告をお願いします。

【教育総務課長】

この予算要求額と内示額の比較でございますけれども、12月教育委員会定例会で

平成26年度銚子市一般会計（教育費）予算要求を議決していただいたところでございます。配付させていただいた資料は、市長事務部局の財政課当局から2月3日に内示された金額と大幅に違ったものや予算がつかなかった主なものを表にして示したものでございます。

「平成26年2月教育委員会定例会における報告事項」の1枚目をめくっていただき、「平成26年度教育費要求額・内示額比較表」をご覧ください。それぞれの所管分を説明させていただきます。まず、教育総務課所管分でございますが、要求しました予算額がつかなかったものを記載しております。内容につきましては、南小川町にございます旧学校給食センター第一共同調理場の解体工事と五中体育館、六中校舎及び船木幼稚園の雨漏り改修工事でございます。今後の対応につきましては、第一共同調理場の解体工事は、解体工事を対象とした起債制度が新たに平成26年度に制定される見込みがありますので、その状況を見て、財源を確保し、平成26年度補正予算で対応したいと考えております。五中、六中及び船木幼稚園の雨漏りの改修でございますが、五中体育館につきましては、屋根の他に床の傷みも激しいです。それらの改修を含めると事業費が7,000万円以上になりまして、国庫補助事業の対象になりますので、床の改修等を含めて国庫補助事業になるように平成27年度予算の要求を検討しております。六中と船木幼稚園につきましては、国庫補助事業にするほどの規模の工事にはならないと思われまので、平成27年度に同様に要求したいと検討しております。そうしますと、平成26年度はどうするのかということになりますので、部分的な修繕で対応をしたいと考えております。教育総務課所管分は以上です。

【学校教育課長】

学校教育課所管分についてご説明いたします。その他教育振興関係経費のうち専門家チーム会議というのは、新規の事業で、特別支援教育の専門家による会議を立ち上げることを計画しまして、その技師と臨床心理士の報酬分について予算要求いたしましたが、新規事業で要綱等を確立しておりませんでしたので、そういった内容を精査して、平成26年度補正予算要求で対応するよという指示されましたので、改めて出直すかたちになったものでございます。小学校特別支援補助員は今年度13名配置しておりまして、同様に13名の配置を要望しましたが、学校数では11校から要望されておりましたので、各学校1名ということで11名という対応になっております。中学校につきましても7校ございますので、7名の予算要求をいたしましたが、実際に配置を希望した学校数は4校でございますのでその4校への対応ということで4名になりました。なお、幼稚園につきましては、新規に要望いたしましたが、これにつきましては任期付職員を市長事務部局の職員課で現在2名募集しておりますので、それによって代わるということですので、内示額0円となっております。学校教育所管分は以上です。

【生涯学習課長】

生涯学習課所管分についてご説明いたします。生涯学習課の基本経費のうちの文化財管理経費454万2千円を要求いたしましたが、文化財等の適正な保存・活用及び

管理を実施するために文化財の整理作業室改修工事を要求しましたら、それは内示額が0円できて、復活要求するも予算がつきませんでした。文化財の管理経費は経常的に必要な文化財審議委員の報酬や文化財基本調査経費などのみが内示額として計上された状態です。次の埋蔵文化財保存経費は重点経費で、銚子市指定史跡の余山貝塚の適正な保護が図れるように史跡の範囲及び指定地の拡張を検討するため発掘調査を実施したいということで要求しましたが、これは平成26年度6月補正予算で要求するようにとの指示がありまして当初予算では内示額は0円ということでした。生涯学習課所管分は以上です。

【スポーツ振興課長】

スポーツ振興課所管分についてご説明いたします。上から記載されている事業ごとにご説明いたします。体育協会助成経費要求額 269万7千円に対しまして、138万円の内示額でございました。これは、補助事業で事業仕分けの対象になりまして、不要・凍結の判定になりまして、その差額に対しては、判定の指摘事項をふまえて平成26年6月補正予算として要求いたします。続きまして、中学校駅伝大会助成経費につきましても、135万円の予算要求をしましたが、事業仕分けの対象になりまして、要改善の判定を受けました。判定事項をふまえて平成26年度12月補正予算として要求いたします。次のハーフマラソン関係経費でございますが、市長が継続開催の意向が強いということで、500万円の内示額を受けました。野球場関係経費 278万8千円の要求額に対しまして、今年度の実績を受けて、210万8千円の内示額を受けました。スポーツコミュニティセンター関係経費 574万1千円の要求額に対しまして、見送られました設備修繕費を差し引きました 546万5千円の内示額を受けました。体育館管理運営経費 1,686万9千円の要求額に対しまして、見送られました改修工事を差し引きました 671万6千円の内示額でございました。以上、スポーツ振興課所管分についての説明を終わります。

【市民センター所長】

市民センター所管分についてご説明いたします。松岸町にあります海上地区コミュニティセンターの屋上の防水シートが既にはがれてしまっている状態で、その張替修繕を要求しましたが、財源が無いということで予算がつきませんでした。差額に対する今後の対応ですが、平成26年度補正予算で再度要求していこうと検討しております。市民センター所管分は以上です。

【公正図書館長】

公正図書館所管分についてご説明いたします。図書館管理経費のうち、郷土資料印刷製本費は予算がつかなかったため、復活要求をしましたが内示額は0円でしたので、来年度に再度予算要求をする予定でいます。また、屋外キュービクルやダムウェーター修繕工事費についても、要求するも内示額が0円でしたので、来年度再度要求する予定であります。公正図書館所管分は以上です。

【銚子高等学校事務長】

市立銚子高校所管分についてご説明いたします。非常勤職員関係経費 873万5千

円に対しまして、内示額は705万9千円でございます。これについては、とりあえず、内示額の範囲で支出し、もし、予算不足が生じた場合は財政課と協議するかたちになりました。高等学校等就学支援金関係経費ですが、3,019万1千円の要求額に対しまして、内示額が75万3千円でした。高等学校等就学支援金は平成26年度から始まる制度で、国でも現在、制度の枠組みを検討している中で、市立銚子高校の場合は、一旦支援金を歳入歳出外現金で受けて、授業料に充てます。そのために内示額は少なくなっていますが、事務上支障はありません。その他高等学校管理関係経費につきましては、3,222万8千円の要求額に対しまして、3,073万3千円の内示額でした。これにつきましては、経費として自動車の借上げ等要求しましたけれども予算がつかせませんでした。現行の公用車につきましては7月に廃車になり、その後については、個人車両を借上げというかたちになります。それ以外に、印刷機の新規リースを要求しましたが認められず、リースアップで対応するかたちになります。以上です。

【教育長】

来年度予算要求の内示の件については以上です。

それでは、報告事項に記載されている内容について、教育総務課と学校教育課から続けて説明をお願いします。

【教育総務課長】

私から、中学校等再編検討委員会の進捗状況をお話させていただきます。先月の28日に7回目の検討委員会を開催いたしました。これは、12月の検討委員会を出した中間報告の内容に対して、全戸配布による御意見が11件、学校を通じて保護者からの御意見が648件の合計659件の市民の皆さんからの御意見をいただき、それを集約して資料としまして、その意見を検討委員会の委員の方で検討していただきました。それらを踏まえて、最終報告案を作りまして、週明けの月曜日に第8回目の検討委員会がありますが、そちらでもんでいただきたいと考えております。また、その中でいろいろ御意見等が出てくると思いますが、3月の教育委員会に最終報告が提出される予定となります。主な検討事項ですけれども、再編の時期や学校の場所、統合数といったものを再度検討しているところでございます。以上です。

【指導室長】

平成25年度教育論文についてご報告いたします。配付いたしました資料をご覧ください。今年度の教育論文ですけれども、応募が8点ございました。この教育論文は、昭和32年から開始をしております、本年度で56回目の取り組みとなります。本年度の特長としましては、まず、応募された方の人数が非常に多かったということがあります。それから、各論文の内容につきましては、非常にレベルの高い論文で研究を深めたものであったということがございます。2月17日に教育論文表彰式ということで、それぞれ入選・佳作と表彰を行ったところでございます。以上です。

【教育長】

教育論文について付け足せば、財政が厳しい折で予算がカットされて、些少ですけ

れども賞状を授与しただけでございました。

最後に、高神小学校の佐野圭美教諭が平成25年度千葉県教育奨励賞を受け、3月に表彰される予定です。

【八角委員】

論文ですか。

【教育長】

日常の教育活動についての表彰です。私からの報告は以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【松尾委員】

1月29日に第2回千葉県教育委員会連絡協議会研修会に行ってきました。簡単ですがご報告させていただきます。今回の講師は加茂川幸夫先生ということで、東京国立近代美術館の館長さんですが、文部官僚を務めた職域に携わってきた方でした。内容は、第2期教育振興基本計画、平成25年6月14日に閣議決定したの中より、地域社会が学校を支えていく仕組みを作っていくために整備された制度について解説していただきました。資料は房州教育長にお渡ししてありますので、御参照ください。銚子市内においても小中学校で出来るところから地域との協働を進めている例もあり、地域に開かれる取組をしていると思います。それぞれの学校でもっと地域社会とともにそれぞれのやり方で進めていければと思います。以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

他に無いようですので、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、房州委員、松尾委員を指名します。

【委員長】

続きまして、日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時00分までといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって会議時間は午後4時00分までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3 議案第6号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

議案第6号「平成25年度銚子市一般会計（教育費）補正予算要求について」ご説明いたします。

「平成26年3月補正予算総括表」をご覧ください。この総括表は、教育委員会要求分をまとめたもので、今回は減額補正予算要求のみでございます。これは、財政当局と協議した結果、このような要求内容になったものでございます。内容につきましては、歳出減額補正5事業、合計 マイナス4,740万7千円を要求したものでございます。

それでは、このうち、教育総務課所管分につきまして、ご説明いたします。総括表の1段目をご覧ください。高等学校施設管理経費で、400万円の減額ですが、これは、市立銚子高校グラウンドの排水を改良するための整備工事を行おうとするものでしたが、工事の契約が不調となり、今年度に工事をする見込みがなくなったため、減額補正要求しようとするものでございます。なお、財源は「その他」と記載してありますが、「公共施設整備等基金繰入金」でございます。

【スポーツ振興課長】

スポーツ振興課所管分についてご説明いたします。スポーツコミュニティセンター関係経費4千万円の減額補正は、スポーツコミュニティセンター屋根改修工事の契約が入札不調に伴います減額でございます。なお、財源は地方債が3千万円、公共施設整備等基金繰入金が1千万円です。以上です。

【学校給食センター主査】

学校給食センター所管分についてご説明いたします。新学校給食センター管理経費中、光熱水費について、200万円の不用額が生じたため減額補正を行うものであります。なお、財源は全て一般財源でございます。

【小児言語指導センター所長】

小児言語指導センター所管分についてご説明いたします。補正前予算額209万円のうち、90万円が小児言語センター外壁修繕工事に充てられておりましたが、その契約額が53万5,500円となりましたので、マイナス36万4,500円が不要となりました。なお、総括表については、千円単位の表示になっておりますので、36万4千円と記載されております。財源につきましては、全て公共施設整備等基金繰入金でございます。以上です。

【公正図書館長】

続きまして、公正図書館所管分についてご説明いたします。図書館管理運営経費で104万3千円の減額ですが、これは、図書館の受水槽、バルコニーの手摺等の改修工事の契約額の差金に伴い、不用額を減額補正要求するものでございます。なお、財源「その他」は「公共施設整備等基金繰入金」でございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくご審議下さいますよう、お願いい

たします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑は有りませんか。

【松尾委員】

教育総務課とスポーツ振興課所管分についてですが、工事の契約が不調となった場合のこの先はどのように聞いているのですか。

【教育総務課長】

市立銚子高校のグラウンドの整備工事でございますけれども、こちらについては、平成26年度に高校と相談して、新年度に再度要求するのかどうかということを検討したいと思います。

【スポーツ振興課長】

来年度6月補正予算要求において、改めて要求いたします。

【委員長】

原因が契約不調ですけれども、再度、補正予算要求できるのですか。

【スポーツ振興課長】

同じ内容で入札することはできないので、内容を変えて改めて工事発注の入札を行うということになると思われま。

【委員長】

入札不調の理由としては、値が上がっているからですか。

【教育総務課長】

労務単価等が上がっているようです。

【委員長】

以上をもちまして質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

それでは、議案第6号について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第7号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第7号「銚子市立高等学校設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由をご説明いたします。

昨年12月の第185回国会におきまして、『公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律』が改正されました。この改正の主な概要は、公立高等学校においては授業料の不徴収であったものが、授業料を徴収するが、就学支援金を所得制限を設けて支給するという内容でございます。これにより、平成26年度以降の公立高等学校の入学生については、授業料を徴収することになりました。そこで、銚子市立高等学校の授業料の徴収に関し、所要の改正をしようとするものでございます。

それでは、この条例の主な改正点をご説明いたします。新旧対照表をご覧になってください。第3条のところですが、銚子高等学校の授業料については、平成22年度から不徴収制度の導入により、原則として授業料を徴収していませんでしたが、先程申しましたとおり、法律が改正されましたので、それに伴い、平成26年4月から授業料を徴収しようとするものでございます。また、平成22年度の不徴収制度の導入による条例改正の際に、留学や休学等についての算定内容部分を削除しておりましたが、今回の改正において再度加え、また新たに授業料の納付時期を加えて改正したものであります。

この条例は、平成26年4月1日から施行されるものでございます。なお、経過措置により、この条例の施行前から在学する者に係る授業料の徴収については、なお従前の例によるものとしておりますので、原則として授業料を徴収いたしません。

以上で議案第7号の説明を終わります。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑は有りませんか。

【委員長】

来年度以降入学する者が対象で、2年生と3年生はそのままということよろしいですか。

【学校教育課長】

そのとおりでございます。

【委員長】

納付する時期も今回定めたということになりますね。

【学校教育課長】

はい。授業料の納期につきましては、4月及び7月に認定及び認定作業がございまして、就学支援金との関係で決定まで時間がかかるため、毎月の徴収ではなく、この

ように四半期に分けてということで、県立高校や他の市立高校においても同じように行っていこうとしているところでございます。

【委員長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり承認することに決しました。

【委員長】

続きまして、日程第5 議案第8号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【生涯学習課長】

議案第8号「銚子市社会教育委員の設置等に関する条例制定について」提案理由をご説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次一括法の施行により、社会教育法の一部が改正され、これまで法律で定められていた社会教育委員の委嘱の基準について地方公共団体の条例で定めることとなったため、当該基準に関する規定を設けるほか、所要の改正をするため、銚子市社会教育委員の設置等に関する条例の全部を改正しようとするものであります。

主な改正点は、委嘱の基準について文部科学省令で定める基準を参酌し、第2条第1号から第4号までを追加することと、社会教育委員の定数について、現在「15人」となっているものを「15人以内」にし、欠員が生じた場合でも弾力的な運用が可能となるようにするものです。

以上で、議案第8号の説明を終わります。よろしくご審議下さいますよう、お願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑は有りませんか。

【委員長】

この条例は、昭和25年からありますよね。先程、全部を改正するということが、ほとんどが変わっているということですか。

【生涯学習課長】

現在の条例の中では、内容が細かく定められておりませんでした。例えば、「社会教育法に基づき定数が15人」や「任期は2年とし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間」など、その程度の内容でした。今回の改正で、設置・委嘱の基準・定数・任期等を各条文の中で示し、設けたものでございます。

【委員長】

今後、15人ではなく、10人になったりする可能性はあるのですね。

【生涯学習課長】

はい。

【委員長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり承認することに決しました。

【委員長】

続きまして、日程第6 議案第9号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【指導室長】

議案第9号「平成26年度銚子市学校教育指導の指針について」ご説明いたします。

学校教育指導の指針は、各学校において指導していくための指針として、銚子市教育委員会が毎年度作成しているものであります。平成26年度版の作成にあたっては、学習指導要領の基本的な考え方をふまえるとともに、千葉県学校教育指導の指針を参考に指導室において検討を進めて参りました。お手元に用意させていただいたものは、『平成26年度銚子市学校教育指導の指針』の表紙とその詳細版です。

それでは、内容について説明させていただきます。はじめに、教育委員会は各学校

に対して、その基本的な理念として「生きる力を身に付け、夢をいざなうことができる教育の実践」を引き続きお願いしてまいります。表紙のデザインでは、灯台の光に例えて進むべき道を指し示す意味を持たせております。そして、このことを実現させるために、「地域に信頼される学校づくり」を土台として、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、それらを積み上げていくことでなされることをイメージしております。なお、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」である知・徳・体は、いずれも等しく重要であるものと考えております。この三者をバランス良く身につけ、変化の激しい世の中で子どもたちが未来に向けてたくましく生き抜くための「生きる力」をつけていくことが大切であると考えます。

続きまして、2枚目以降についてご説明いたします。ここからは、1枚目にあります方針のそれぞれの重点項目に対する内容を示してあります。個々の事項につきましては、昨年度の内容を基本的に踏襲し、より実態にあったものとなるように組み替えたり、細部の手直しをしたりしました。今回の大きな改良点は、直接教育に関わる教職員がより見やすく、より使いやすいようにしたところがございます。そのために全ての内容を表紙にある1つの土台と3つの柱に分類し、それぞれに組み入れて表現しました。これまでのものは、「学校経営」「学習指導」「道徳教育」「体育・健康・安全」「特別支援教育」「特別活動」「キャリア教育」「生徒指導」「研修」というカテゴリで示していましたが、それを、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「信頼される学校づくり」の1つの土台と3つの柱に再編して示しております。

幼稚園についても、小中学校と同様にこの1つの土台と3つの柱を設定し、その柱ごとに一つのまとまりとなるよう、内容を組み替えていきました。表紙については、昨年度まで小中学校と同じ一つのまとまりとして考えてきましたが、小中との整合性を意識しながらも幼稚園独自のものとなるよう、小中学校とは別に作成してきました。内容の区分については、「幼稚園経営」「保育指導」「生活指導」「健康教育」「研修」となっていたものを、小中学校と同様に4つの分類に再編しております。

それぞれ、小中学校、幼稚園の指針の内容につきまして、昨年度までのものを踏襲して示していることを申しましたが、今日的な課題であります問題、それから銚子市においても強化していかなくてはならない問題につきまして、記述を増やしたり、独立させたり、これまで以上に強く示しています。具体的には、外国語活動、コンピュータの活用、ふるさと学習、いじめ防止などが挙げられます。

なお、この指針につきましては、各学校及び関係諸機関へ配付をしていく予定です。また、各教員への配付については、各学校へデータで配付をし、それぞれでプリントアウトし、全教員が共有できるものとして使っていく予定であります。全体を集約した表紙部分については4月以降、教育委員会のホームページでも見られるようにしていきます。

以上で議案第9号の説明を終わります。よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。なにか質疑は有りませんか。

【松尾委員】

習熟度別学習について、2点程質問したいことがあります。1つ目は、習熟度別学習が学習内容を確実に身に付ける有効な手立てであると考えておられるようですが、実際に現場で子どもたちが習熟度別学習の中で主体的に学ぶ姿勢が育っているのか、あるいは学習意欲が高まっているのか、そういう観点で先生や子どもの声は届いているのでしょうか。習熟度別というのを頭の中で考えると学習内容を確実に身に付けるのにいいだろうとは思いますが、現場の子どもたちや先生たちの様子はどうかということをお伺いしたいです。

2つ目は、『障害者の権利に関する条約』の資料を用意し、事務局に頼んで皆さんに配付させていただきましたので、お手元にあると思うのですが、これと関連してなのですが、今年1月20日に「障害者権利条約」が締結され、教育の現場でも障害者の権利を促進していかなければならないと考えられます。直接変化するわけではないのですが、今行われている障害者に対する義務教育をどうしていくのか、また現行に行われている特別支援教育もこの先どのように展開していくのかということこれから検討すべきだと思いますが、まず、現場の先生たちが取り組んでいかなければならないことは、自分のクラスにいる支援が必要としている子どもが教室の中にいた場合でも、その子どもを分けない教室をどのようにやっていくかという工夫を先生がまず取り組む任務だと思います。そうすると、習熟度別に分けて学習するという指針とこの『障害者の権利に関する条約』が締結された中で学校教育をどうしていくかという方向が反対になっていると私は感じるのですが、これに関してどう思われますか。以上の2点、お願いします。

【指導室長】

明確な答えになるかわかりませんが、御質問について回答させていただきます。

1点目の習熟度別学習ですが、いろいろあるうちの1つの方法と考えておりますので、これが全てではないということでもありますけれども、これのメリットを活かした取組みということと考えております。その結果、学校現場ではどのような意見が出ているかという、理解度の遅い子にとってとても好評であります。いわゆる勉強の速度が遅い子や理解の遅い子にとって、この習熟度別学習は非常に学習意欲という点で伸びが見られます。それから、出来る子については、学習指導要領に書いてあるものから超えたものまでできるということからメリットを感じるというところがあります。ただ、一般的に習熟度別学習が始まった頃に、これに対する差別など誤解を招くようなことがありますということでしたが、差別ではなく、その子に合った教育を行っていくという、それによって教育の効率が上がっていくというようなことありまして、この習熟度別学習を進めているわけでございます。

2点目のご質問についてです。通常の学級にいる特別に支援の必要な子どもの対応ということで、学校現場では増えている状況でございます。これについては、おっし

やるとおり、教員の理解というものが非常に大事でございます。そういうことが特別なことではなくて、当然のこととしてクラスの中で教育活動をしていかなければならない。そういった基本的な理念があります。これにつきましては、私どもはこれまで夏に東京から特別支援の関係の講師をお願いして過去6年間にわたりまして、その理解を深める取組みをしてまいりました。全教員に行いましたので、一定の理解が進んだものと考えております。具体的な取組みにつきましては、私どもの学校訪問や特別支援担当の先生方が集まる研修会等の場面をお願いしていかなければならないと感じております。

【学校教育課長】

補足させていただきますと、松尾委員がご指摘のとおり、習熟度別学習と申しますと能力ではっきり二分化してしまうようなイメージですが、高校生くらいになればそういった対応も可能になると思いますけれども、今現在の小中学校の現場につきましては、習熟度別とはうちましても、やはり本人の気持ちや保護者の意向を十分踏まえた上での学級編成を行っておりますので、必ずしも点数で配置しているわけではなく、綿密な個別の相談をしながら自分に合った学習状況を作っており、それにつきましては、実際、学校訪問でたくさん見ていただき、同程度の子どもたちが集まった中でお互いわからないということが恥ずかしくなく出来る良さなど、そういった面を活かしながら行っております。

【松尾委員】

引き続き、ご質問いたします。幼稚園教育についてですが、公立幼稚園で園児の数が減っているということが問題になっていますが、公立幼稚園が必要だという家庭は必ずあると思います。仕事をしていない家庭はなかなか保育園に入れない中で、やはり公立幼稚園は必要性があると思います。そこで、公立の幼稚園ではこういうことをやっていますよ、また、幼稚園の先生がもっと自信を持ってこんないい幼稚園教育を私たちはしていますよとみんなに知ってもらう機会が無いのはどうしてでしょうか。幼稚園教育の専門的な知識や経験のある方に公立幼稚園の教育現場を見てもらう機会が無かったということですが、こちらから研究に行く機会だけでなく、専門家の方や経験のある方に自分たちの幼稚園教育を見てもらう機会があってもいいのではないかと思います。

【指導室長】

専門家に外から来てもらって意見をもらうということは今までありませんでした。我々教育委員会訪問で見て指導を行うという機会があります。幼稚園だけではありませんが、教員が外に出て行って研修を受け、専門家の方の意見をいただくといったことについては、これまでも積極的に進めております。県からの要請もありますので、積極的に参加できるようにしておるところでございます。専門家ではないですけれども、それぞれの幼稚園は、全く閉ざされているかというところとそうではありません。例えば、未就学児に対する保育や行事に対する地域との関わりなど出来る限り開かれた幼稚園にするよう努力をしていますが、幼稚園のスタッフが少ないので、いつでもとい

うわけにはいきませんが、行事や参観など出来るだけそういった機会を作る取組みをしてもらっています。充分とは言えないと思いますけれども、出来る限り、一生懸命頑張っているところです。

【委員長】

会議途中ですが、はじめに会議時間を午後4時までとすると決定いたしました、延長することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって会議時間を延長いたします。

他に質疑ございませんか。

【八角委員】

教科担任講師についてお尋ねいたします。この制度は中学校のみに配置されるということで、小学校には配置されないのですか。つまり、昨年の秋に、学校訪問させていただきまして、例えば、音楽や家庭科の先生がいらっしゃいますが、それは教科担任講師とは呼ばないのでしょうか。

【学校教育課長】

指針ですので、学校教育の細かなことまで網羅しているので、非常に説明が不足して申し訳ございません。今ありました教科担任講師というのは、非常勤講師でございまして、本務者ではございません。中学校において小規模校で教員を定数で配置するとどうしても、音楽、体育、美術など授業数が少ない教員を充ててしまうと授業時数が一人では持て余してしまうという状況があって、なかなか配置できません。そういった中学校に時間講師として、音楽、家庭科、美術等の非常勤講師を配置しております。小学校に見受けられる音楽の専科や体育の専科は、本務者が学級担任を持たずに高学年あるいは全校の教科を持つということで、学校の公務分掌内の1つの配置方法であり、教員の配置形態が違うということでございます。

【八角委員】

学校図書館の整備・拡充について質問させていただきたいのですが、『日本の図書館統計と名簿2012』というものがあまして、これは公正図書館にもおそらく発行所から寄贈されていると思われませんが、それを見ますと、おおよその数ですが、銚子市の1年間の受入れ冊数が5,200冊と書いてありまして、そのうち購入したものは4,500冊とありました。その差額700冊というのが1年間に寄贈されたものと言えそうなのですが、銚子市は財政難のため図書費が削られているようですが、各小中学校で従来通り図書を購入できないとしたら今後豊富な図書を目指すためにどのような方策が考えられるかと思ったのが、1年間に銚子の図書館に700冊程度寄贈されるということであれば、現在中学校の学区単位ですと7学区あるということですが、地域の学区に保護者・住民が寄贈するという呼びかけができないものかと思ったのです。これは全く問題が無いわけではなくて、寄贈されたものが学校

側にとってみれば必ずしも全部求めているものではなかったりするので、選択や整理する手間が非常にかかるのですけれども、図書購入費が削減されるという状況が続くとすれば、図書を増やすために、もし検討していただく余地があれば、お願いしたいと思います。

【学校教育課長】

御意見として伺っておきますが、実際に保護者から家庭の本を直接寄贈がされたり、PTAから新規図書が寄贈されることは毎年ございます。八角委員ご指摘のとおり、学校が希望する図書と寄贈される本があまりにも子どもたちとの差があっては冊数だけ増えてしまいます。現在、旧市立銚子西高校に市立銚子高校と重なった本が残っている状況もありますが、そういった本を中学校に配置しても、かなり難しい内容なのでなかなか中学校で持てないこともあります。例年確かに図書購入費への配当予算が減って、図書購入が思うようにいかないこともありますが、本は1年で消耗してしまうものでもございませんし、2年ほど前に交付措置がございまして、一括購入したケースもございますので、出来るだけ生徒が読みやすい本、あるいは読んでためになる本を少ない予算の中で拡充させる方法、また保護者等への寄贈の呼びかけをしながら、読書活動の充実に努めて参りたいと思います。

【委員長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【松尾委員】

本議案に基本的に賛成の立場から討論いたします。けれども、3つ程意見を述べさせていただきます。1つ目ですけれども、先程も言いましたように、『障害者の権利に関する条約』が締結されました。これから障害者と共に学び、共に社会を作っていくことは子どもたちにとって大切なことでもありますし、2020年には東京でパラリンピックが開かれますが、子どもたちが積極的に関心を持って取り組めるようにということで、この条約が学校教育でどのように反映させていくかということで、現場の先生たちに少しずつ、先生一人ひとりが教育の中で出来ることを考えていき、出来ることから取り組んでいただきたいと思います。2つ目は、ふるさと学習についてですが、もっと子どもたちみんなに銚子のことを好きになってもらいたいと思います。小学校、中学校で地元のことをたくさん勉強して、たくさん遊んで、高校からは、私は銚子から離れても構わないと思っていますが、幼稚園・小学校・中学校のときにもっといろいろな角度から、地域のことを眺めて、それをまた教材にして勉強し、関心が地元に向けば、そこからいろいろと広がっていくと思いますので、是非力を入れていただきたいと思います。3つ目が、幼稚園のことです。幼稚園教育がなかなか表に出てこない、教育委員会の事務局の中でも幼稚園教諭の方はいらっしゃらない、幼稚園の教育について専門的に話される方が銚子市教育委員会の中にいないというのが事実だと思います。そこで、外部の方に見ていただきたいと思ったのですけれども、自分たちの幼稚園の教育に自信を持ち、幼稚園教育ができる様にして欲しいです。幼稚園の教育

はとても大切だと思います。小学校に上がってくる前の子どもたちがどれだけいろいろなことを経験してくるかということが大切ですし、その後の人間関係にも影響してくると思います。ですから、自信を持って幼稚園教育ができる様な先生を育てて欲しいと考えます。

以上3点を留意していただきながら、平成26年度学校教育指導の指針に沿って、引き続き、子どもたちの教育に努めていただきたいと思います。

【委員長】

他に討論無いようですので、これをもって討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり承認することに決しました。

【委員長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。人事に関する議案の追加提案がありますので、ここで暫時休憩とします。

《休憩終了後》

【委員長】

会議を再開します。

日程の追加についてお諮りいたします。

日程第7として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

では、そのように決定させていただきます。

【委員長】

それでは、日程第7 議案第10号を議題といたします。

議案第10号は、房州委員個人の議案でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第5項の規定により、房州委員には一時退席を願います。

《房州委員退席》

【委員長】

人事案件となりますので、秘密会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。

では、関係職員以外は退席をお願いします。

《職員退室》

(この間の会議録については、銚子市教育委員会会議規則第52条の規定により記録なし)

《房州委員及び職員再入室》

【委員長】

引き続き会議を再開します。

ただいまの議事の結果について申し上げます。

房州委員は、本日、平成26年2月21日をもちまして、教育委員会の同意を得て、辞職となります。

【委員長】

これにて平成26年2月銚子市教育委員会定例会を閉会します。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成26年2月21日

署名委員 房州 洋一

署名委員 松尾 順子